

白河市行政分譲地建築助成金交付要綱

平成26年白河市告示第42号

改正

平成28年白河市告示第60号
平成29年白河市告示第61号
平成30年白河市告示第56号
平成31年白河市告示第60号
令和3年3月30日要綱第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政分譲地の販売を促進するため、行政分譲地に住宅を新築する者に対して予算の範囲内で助成金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政分譲地 第2白鳥ニュータウン及び田園町府ニュータウンをいう。
- (2) 定住 永く住むことを前提に、行政分譲地内に住所を有し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (3) 建築業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けた法人若しくは個人又は市長が認める者をいう。
- (4) 住宅 自己の居住の用に供し、延べ床面積が66.0平方メートル以上で、生活するために必要な台所、風呂及び便所を有する家屋をいう。
- (5) 新築 新たに住宅を建築することをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、定住する意思のある者で次の各号に掲げる所要要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成26年4月1日から令和6年3月31日までに市と行政分譲地の売買契約を締結した者
- (2) 行政分譲地に係る売買契約締結後1年以内に建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した者
- (3) 申請日において直近3年度の市町村税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、行政分譲地内の同一区画において過去にこの要綱の規定により助成金の交付を受けた者は、助成金の交付対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、住宅の登記事項証明書に記載された床面積3.3平方メートル当

たり4万円（次条の申請日において、前条に規定する交付対象者が、子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下同じ。）1人を扶養している場合又は交付対象者と同一の世帯に妊娠中である者がいる場合（交付対象者が妊娠中である場合を含む。）は6万円、子ども2人以上を扶養している場合又は1人を扶養し、かつ交付対象者と同一世帯に妊娠中である者がいる場合（交付対象者が妊娠中である場合を含む。）は10万円）とし、400万円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 建築業者の本店が市内にある場合は、前項の規定による助成金の額に50万円を加算する。

（助成金対象住宅の認定申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成希望者」という。）は、助成金の対象となる住宅について、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 助成希望者が、前項の認定を受けようとするときは、住宅新築に係る工事請負契約締結後、速やかに白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 建築工事請負契約書の写し
- (2) 建築業者の建設業許可番号等が確認できる書類
- (3) 建築工事の図面
- (4) 納税証明書（直近3年度分）
- (5) 入居予定者全員の住民票の写し
- (6) 助成希望者と同一の世帯に妊娠中である者がいる場合（助成希望者が妊娠中である場合を含む。）は、その者の母子手帳の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（助成金対象住宅の認定）

第6条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定通知書（第2号様式）により、適当でないとき白河市行政分譲地建築助成金対象住宅不認定通知書（第3号様式）により、当該認定申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の対象となる住宅を認定するに当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（助成金の交付申請）

第7条 前条第1項の規定により行政分譲地建築助成金対象住宅の認定を受けた者は、対象住宅の登記事項証明書に記載された新築の日から3月以内に、白河市行政分譲地建築助成金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書

- (2) 入居者全員の住民票の写し
- (3) 建築工事の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、白河市行政分譲地建築助成金交付決定通知書（第5号様式）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、行政分譲地建築助成金の交付を請求しようとするときは、白河市行政分譲地建築助成金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定及び助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定日から10年以内に、市長の許可なく交付対象住宅を第三者に貸与し、又は譲渡したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、当該交付決定者に対して白河市行政分譲地建築助成金取消決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、白河市行政分譲地建築助成金返還命令書（第8号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整理及び保存)

第12条 助成金の交付を受けた者は、この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(白河市行政分譲地建築助成金交付要綱の廃止)

2 白河市行政分譲地建築助成金交付要綱（平成22年白河市告示第33号）は、廃止する。

附 則（平成28年白河市告示第60号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の白河市行政分譲地建築助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に支給を決定する助成金について適用し、同日前に支給を決定した助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年白河市告示第61号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年白河市告示第56号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年白河市告示第60号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日要綱第60号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

白河市建築助成金対象住宅の認定を受けたいので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分譲地名	<input type="checkbox"/> 第2白鳥ニュータウン <input type="checkbox"/> 田園町府ニュータウン	
建築場所 (所在地)	白河市 (区画番号:)	
延床面積	. m ² (工事請負契約書に記載されている床面積の合計)	
工事期間	着工(予定日)	年 月
	完了(予定日)	年 月
建築業者	商号又は名称	
	許可番号	許可()第 号
助成の種類	<input type="checkbox"/> 一般(4万円/3.3m ²) <input type="checkbox"/> 1人子育て(6万円/3.3m ²) <input type="checkbox"/> 2以上子育て(10万円/3.3m ²) <input type="checkbox"/> 特別加算(建築業者の本店所在地が市内の場合)	

添付書類

- (1) 建築工事請負契約書の写し
- (2) 建築業者の建設業許可番号等が確認できる書類(許可通知の写し等)
- (3) 建築工事の図面
- (4) 納税証明書(直近3年度分)
- (5) 入居予定者全員の住民票の写し
- (6) 世帯に妊娠中である者がいる場合は母子手帳の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付けで申請のあった白河市行政分譲地建築助成金対象住宅については、下記のとおり認定したので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付して通知します。

記

1 認定内容

- (1) 分譲地名
- (2) 建築場所(所在地) 白河市
- (3) 延床面積 m^2
- (4) 工事期間 年 月から 年 月(予定)
- (5) 建築業者
 - ① 商号又は名称
 - ② 許可番号 許可()第 号
- (6) 助成の種類 一般 1人子育て 2人以上子育て 特別加算

2 条件

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定申請書に記載した建築内容に変更が生じた場合又は建築工事を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

第3号様式（第6条関係）

白河市行政分譲地建築助成金対象住宅不認定通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付で申請のあった白河市行政分譲地建築助成金対象住宅認定については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

理由

第4号様式（第7条関係）

白河市行政分譲地建築助成金交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____

白河市行政分譲地建築助成金の交付を受けたいので、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分譲地名		区画番号	番
建築場所	白河市		
延床面積	m ² （登記事項証明書に記載されている床面積の合計）		
新築の日付	年 月 日（登記事項証明書に記載されている登記原因日）		
助成金	交付申請額 円 ※1,000円未満端数切捨て		
	該当項目 を選択	ア	4万円×（ ）m ² / 3.3m ²
		イ	6万円×（ ）m ² / 3.3m ²
		ウ	10万円×（ ）m ² / 3.3m ²
	エ	50万円加算（建築業者の本店所在地が市内の場合）	
			円 (上限400万円)

添付書類

- (1) 住宅の登記事項証明書
- (2) 入居者全員の住民票の写し
- (3) 建築工事の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第8条関係）

白河市行政分譲地建築助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付で交付申請のあった白河市行政分譲地建築助成金については、
白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたの
で通知します。

記

交付決定額

円

第6号様式（第9条関係）

白河市行政分譲地建築助成金交付請求書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました白河市行政分譲地建築助成金について、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店 支所					
	金融機関コード			店舗コード					
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏 名								
種 別	普通・当座・その他	口座番号							

※ 口座名義人は請求者と同一であること。

第7号様式（第10条関係）

白河市行政分譲地建築助成金取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した白河市行政分譲地建築助成金について、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第10条の規定により、決定を取り消します。

第8号様式（第11条関係）

白河市行政分譲地建築助成金返還命令書

第 号
年 月 日

様

白河市長



年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日付けで交付した行政分譲地建築助成金について、白河市行政分譲地建築助成金交付要綱第11条の規定により、助成金の返還を命じます。

記

1 返還金額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還事由

4 返還方法